2009/10/1 No.447

控訴審判決に続き京都地裁の3判決で

2009.9.26

京都新聞

めぐる3件の訴訟で、 ルでは無効判断の流 万8千円の全額返還を 言い渡した。7月の京一返還を求めた二つの訴一訴えを棄却した。 り無効」とする判決を一ぞれの家主に更新料の一は、佐野羲孝裁判官が一裁をはじめ「無効」と一協会・京都府支部の吉 で、消費者契約法によ た20代女性2人がそれ 支払いを求めた訴訟で ついて、25日の京都地 くる日本賃貸住宅管理 れも「借り主の利益を 京都地裁は25日、いず れが優勢になってき 命じた。 更新料の支払 定めた条項の妥当性を | の判決で、下級審レベ | 万6千円、3回分計22 約で更新料の支払いを一裁に続く借り主側勝訴一長が、更新料1回分11 方的に損なう条項 賃貸マンションの契 都地裁、8月の大阪高 | 訟では、瀧華聡之裁判 賃貸マンション 京都市内で借りてい に家主が10万6千円の K いを担否した男性(27)

支払いを求める条項に 新料制度を見直す動き一くまでも個々の会社、 なるなか、京都の不動 | は厳粛に受け止めてい する司法判断が積み重 | 田光 | 支部長は「判決 約からは「更新料」の う構えだが、新規の契 問題」と最高裁まで争 細な家主にとって死活している」と話す。管理 いては「返還命令は零 | 見直しの動きは広がっ | 請だ」とする声明を発 も出始めた。訴訟につ一家主の判断になるが、 産管理会社の間では更一る。更新料の設定はあ 賃貸住宅の更新料の一なりそうだ。 京の業者制度見直す動きも 一定しないよう家主に勧 契約の際に更新料を設 会社によっては、新規 不動産管理会社でつ一するなど対応を変えて 表した。9月6日の電 無効の流れはもはや止 日の判決後、「更新料 いるという。 が集団提訴する意向で 話相談を受けて希望者 ・保証金弁護団はこの あることを示した。 消費者保護は時代の要 めることはできない。 ることを入居者に説明 借り主側の京都敷

について「単に更新の一て退けた。 判決は更新料の性質 | れないか、希薄」とし | 新料は有効」としてい る」とする主張に対し 1月の京都地裁、今年 側の「賃料の補充、前 払いとしての性質があ|訴訟では、2008年 などと指摘した。家主 明瞭な部分が大きい」 味合いが強く、趣旨不 際に支払う金銭との意 ては「対価性は認めら|3月の大津地裁は「更 とも控訴する方針。 まで争つ」として3件 「最高裁の判断が出る 更新料制度をめぐる 家主側の弁護団は

裁判は控訴により継続しそうですが、消費者保護の流れが今回も示されました。

-様におかれましては、今後の対応として更新料制度を見直すべき時期になったといえます。 弊社と致しましては、引き続き情報収集を行い、オーナー様の賃貸不動産経営のお役に立てるよう に努めていく所存であります。

「USAGI通信はメールでの送信も可能です。メールでの送信をご希望の方は、 弊社ホームページhttp://3215.co.jp/からメールアドレスをお知らせ下さい。」